第１章　総　則

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第 42 条の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号、以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、帯広市における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２節　計画の構成

帯広市地域防災計画は本編の他、「一般災害対策編」及び「資料編」から構成する。

第３節　計画の効果的促進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備えなければならない。

防災対策は、自助（市民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（市民等が地域においてお互いに助け合うことをいう。）及び公助（道、市及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、災害時は市民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進、住民主体の取組みの支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

さらに、令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

帯広市は、市民・地域と連携し防災・減災に向け取り組むため、「帯広市防災・減災まちづくり指針」により、災害に強い安心、安全なまちづくりを推進する。

第４節　計画の基本方針

この計画は、市並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものとし、毎年検討を加え、必要に応じ修正を行うものとする。

１　防災組織

（１）帯広市防災会議

ア　帯広市防災会議は、市長を会長とし、災害対策基本法第 16 条第 6 項の規定に基づく帯広市防災会議条例（昭和 38 年 4 月 1 日条例第 1 号）第 3 条第 5 項に定める者を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、帯広市地域防災計画の作成及びその実施の推進、市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議及び意見を述べること等を任務とするものである。

イ　防災会議の運営

帯広市防災会議条例及び帯広市防災会議運営規程（昭和 39 年 9 月 22 日帯広市防災会議議決）の定めるところによる。

ウ　防災会議の構成

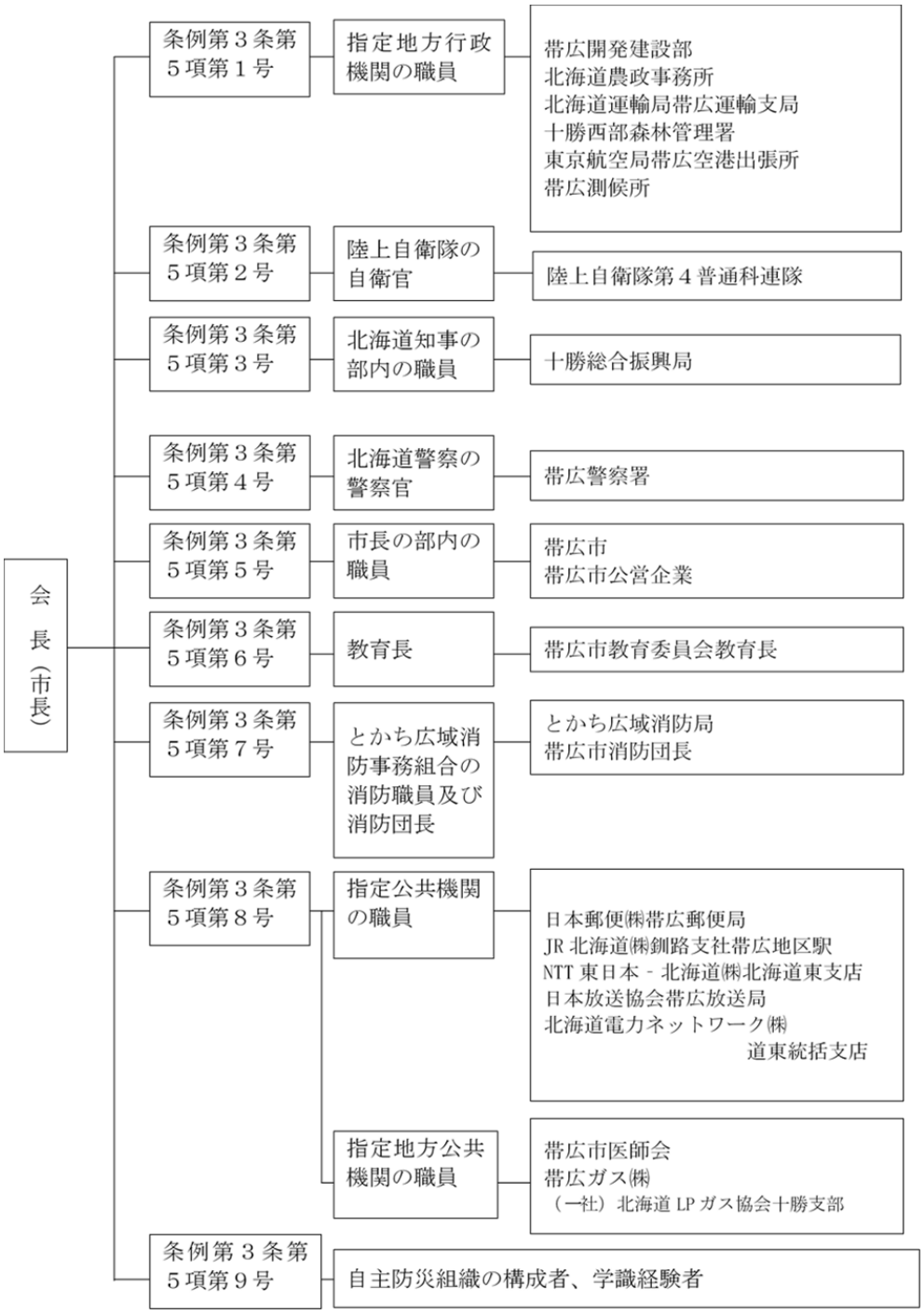

２　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

帯広市防災関係機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

（１）帯広市及びとかち広域消防事務組合

機　関　名	事　務　又　は　業　務
市長部局及び消防機関	①帯広市防災会議に関する事務を行うこと。 ②住民の自主防災組織の育成及び住民の自発的な防災活動の促進に関すること。 ③地震防災に関する知識の普及及び啓発並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ④防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること。 ⑤災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。 ⑥防災に関する施設、設備の整備に関すること。 ⑦応急用食料及び防災関係資機材の備蓄並びに供給に関すること。 ⑧災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑨消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関すること。 ⑩避難指示及び避難者の収容に関すること。 ⑪被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。 ⑫災害時における保健衛生及び文教対策に関すること。 ⑬被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。 ⑭その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 ⑮災害時の輸送の確保及び交通等の対策に関すること。 ⑯災害時要援護者の把握及び擁護に関すること。 ⑰災害ボランティアの受入に関すること。
帯広市教育委員会	①災害時における被災児童及び生徒の救護に関すること。 ②応急教育の実施に関すること。 ③文教施設及び文化財の保全対策の実施に関すること。

（２）　指定地方行政機関

（指定地方行政機関の地方支分部局、その他の国の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの）

機　関　名	事　務　又　は　業　務
帯広開発建設部	①管轄する道路、河川の改修、維持管理、修繕並びに災害応急対策、復旧を行うこと。 ②防災に関する施設及び組織の整備を図り、災害の予防又は災害の拡大防止を図ること。
帯広財務事務所	①災害時における資金の融資並びに金融機関の業務の指導及び監督（緊急措置の指示等を含む。）に関すること。 ②災害時における国有財産の緊急利用等に関すること。
北海道農政事務所 帯広地域拠点	①農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
十勝西部森林管理署	①国有林野の治山事業の実施並びに保安施設等の安全に関すること。 ②国有林野についての林野災害対策に関すること。
北海道運輸局帯広運輸支局	①自動車運送業者に対する運送の協力要請を行うこと。 ②防災関係機関と輸送機関との連絡調整を行うこと
東京航空局帯広空港出張所	①航空事業者の災害防止に関する指導を行うこと。 ②航空保安施設の管理を行うこと。
釧路地方気象台 帯広測候所	① 地震、津波の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 ② 地震（発生した断層運動による地震動に限る）、津波の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ③ 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること。 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 ⑤ 地震、津波の防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
帯広労働基準監督署	①事務所、工場等の産業災害の防止対策を図ること。
北海道総合通信局	①災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 ②非常通信協議会の運営に関すること。

（３）　自衛隊

機　関　名	事　　務　　又　　は　　業　　務
陸上自衛隊第５旅団	①災害派遣出動による救援活動に関すること。 ②災害予防責任者の行う防災訓練に、必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。

（４）　北海道

機　関　名	事　　務　　又　　は　　業　　務
十勝総合振興局 （地域創生部） （建設管理部） （保健環境部） （森林室）	①十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に関する事務を行うこと。 ②防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他、災害予防措置を講ずること。 ③防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 ④災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 ⑤市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務、及び業務の実施を助け総合調整を図ること。 ⑥自衛隊に災害派遣要請を行うこと。
	⑦管轄する道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧を行うこと。 ⑧水防技術の指導に関すること。
	⑨災害時における応急医療、給水、防疫、感染症の予防、環境衛生保持及び食品衛生保持、医薬品並びに衛生材料等の供給の調整に関すること。
	⑩十勝地区林野火災予消防対策協議会及び市町村林野火災予消防対策協議会との連絡調整に関すること
十勝教育局	①災害時における児童生徒の救護及び応急教育の指導を行うこと。 ②文教施設及び文化財の被害調査並びに復旧、保全対策等に関すること。 ③避難等にかかる公立学校施設の使用に関すること。

（５）　警　察

機　関　名	事　　務　　又　　は　　業　　務
帯広警察署	①住民の避難誘導及び救出救助並びに救急交通路の確保に関すること。 ②災害情報の収集に関すること。 ③災害警備本部の設置運用に関すること。 ④被災地、避難場所、危険個所等の警戒に関すること。 ⑤犯罪の予防、取締り等に関すること。 ⑥危険物に対する保安対策に関すること。 ⑦広報活動に関すること。 ⑧自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

（６）　指定公共機関

（公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの）

機　関　名	事　務　又　は　業　務
日本郵便㈱ 帯広郵便局	①災害時における郵便輸送の確保及び郵送業務運営の確保を図ること。 ②郵便の非常取扱いに関すること。 ③郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
北海道旅客鉄道㈱ 釧路支社帯広地区駅	①災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等に係る関係機関への支援を行うこと。 ②避難時における鉄道輸送の確保を行うこと。 ③鉄道施設等の保安に関すること。
NTT 東日本 - 北海道 ㈱北海道東支店	①災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保すること。 ②災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧すること。
日本銀行帯広事務所	①災害時における通貨の供給確保に関すること。 ②災害時における被災者等に対する非常金融措置の実施・指導に関すること。
日本赤十字社帯広市地区	①救援物資の供給に関すること。 ②救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと。
日本放送協会帯広放送局	①予報（注意報を含む。）、警報、情報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
電源開発㈱上士幌電力所	①所轄のダム施設等の防災管理を行うこと。 ②ダムの放流等に関し関係機関との連絡調整を図ること。
日本通運㈱帯広支店	①災害時における貨物（トラック）自動車による救援物資及び災害応急対策資機材の緊急輸送等に関すること。
北海道電力ネットワーク㈱道東統括支店	①電力施設等の防災管理を行うこと。 ②災害時における電力の円滑なる供給を行うこと。 ③電力施設の災害と復旧見込み等の周知を行うこと。

（７）　指定地方公共機関

（公共的施設の管理者及び都道府県地域においてガス、輸送その他の公益的事業を営む法人で道が指定するもの）

機　関　名	事　務　又　は　業　務
㈳帯広市医師会	①災害時における医療関係機関との連絡調整及び救急医療に関すること。
㈳十勝歯科医師会	①災害時における歯科医療活動に関すること。
㈳北海道薬剤師会十勝支部	①災害時において医療機関と連携し、薬剤の調達を行うこと。
㈳北海道獣医師会十勝支部	①災害時における家畜等の処方・処置に関すること。
北海道放送㈱帯広放送局 札幌テレビ放送㈱帯広放送局 北海道テレビ放送㈱帯広支社 北海道文化放送㈱帯広支社	①予報（注意報を含む）、警報並びに情報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
帯広ガス㈱	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。
帯広市土地改良区	①水門、閘門又は溜池の防災管理に関すること。
㈳北海道バス協会	①災害時における市民及びその他の輸送支援に関すること。
㈳十勝地区トラック協会	①災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。
㈳北海道警備業協会帯広支部	①災害時における交通誘導業務及び避難所の警備に関すること。
㈳北海道ＬＰガス協会十勝支部	①ガス供給施設の防護、災害時供給及び規制を行うこと。 ②非常災害時の火災、中毒事故防止及び応急施策を行うこと。

（８）　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　関　名	事　　務　　又　　は　　業　　務
農業協同組合森林組合	①共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 ②被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 ③保険金及び共済金支払いの手続きに関すること。
帯広商工会議所	①災害時における物価の安定、救助物資の確保について協力すること。 ②被災商工業者の経営指導及び融資斡旋を行うこと。
日赤奉仕団	①炊き出し・防疫等に関すること。
帯広市無線赤十字奉仕団	①災害時における非常通信業務の協力支援に関すること。
（福）帯広市社会福祉協議会	①災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。
一般病院診療所	①災害時において医療防疫対策について協力すること。
一般運送業者	①災害時における救援物資の緊急輸送等に関すること。
危険物関係施設の管理者	①災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
避難場所管理者	①避難場所の適正な管理・運営及び応急対策の実施について協力すること。

第５節　帯広市の概況

１　位　置

帯広市は十勝平野のほぼ中心部に位置し、東は札内川を境に幕別町、西は芽室町、南は中札内村及び更別村、北は十勝川を境に音更町に接している。

東　端	北緯　42°　45′　47″	東経　143°　16′　6″
西　端	北緯　42°　44′　52″	東経　142°　41′　13″
南　端	北緯　42°　36′　53″	東経　142°　54′　2″
北　端	北緯　42°　57′　10″	東経　143°　7′　50″

東　西	46.8　ｋｍ
南　北	43.3　ｋｍ
周囲長	190.2　ｋｍ
面　積	618.94ｋ㎡

帯広市役所地点	北緯42°　55′　25″	東経143°　11′　48″
	標高　39.01ｍ	
帯広測候所地点	海抜　38.4　ｍ	

２　地　勢

（１）本市が中央に位置する十勝平野は、北海道の南東部にあり、西は日高山脈、北は大雪火山群・十勝火山群、東は白糠丘陵に囲まれ、南は豊頃丘陵を経て、太平洋に臨んでいる。

（２）地質構造的には、関東平野に類似する構造盆地をなすといわれ、造盆運動による数度の沈降と上昇を繰り返し、本市付近に河川が集中するという特異な河川形態をとる一大構造盆地を形成している。

（３）平野の大部分は、東部の洪積台地である豊頃丘陵地、北部の然別火山群の裾に広がる隆起扇状地、西部の日高山脈を背にし、北は新得から南は広尾に連なる広大な複合扇状地と河岸段丘からなる台地で、表層は樽前山、十勝岳、恵庭岳及び支笏火山等から噴出した火山灰で覆われている。

（４）市域の約60％は平担で、他は日高山系の山岳地帯である。

第６節　帯広市周辺における地震の発生状況

帯広市周辺の主な地震被害は、1952 年（昭和 27 年）、1962 年（昭和 37 年）の十勝沖地震、1993 年の釧路沖地震、及び 2003 年の平成 15 年十勝沖地震と大きな被害を及ぼした地震が発生している。なお、帯広市周辺の主な地震災害発生記録は次のとおりである。

帯広市周辺の主な地震災害発生記録

発生年月日	震央(震源深さ)	位　置	規模(M)	被　害　状　況
大正 2 年 2 月 20 日 (1913 年)	浦河沖	E142°　18’ N41°　48’	6.9	帯広で小さな地割れ、本別で棚の物落下
大正 4 年 3 月 18 日 (1915 年)	十勝沖	E143°　36’ N42°　06’	7.0	帯広地方で死者 2 人
大正 15 年 9 月 5 日 (1926 年)	十勝沖	E143°　59’ N41°　55’	6.8	樺太から北海道全域にかけて強い地震。帯広・大津・広尾・士幌・清水で強震、帯広を中心に多少の被害
大正 15 年 10 月 19 日 (1926 年)	浦河沖	E143°　04’ N41°　40’	6.2	9 時 29 分北海道南半分及び東北地方の太平洋岸に地震。苫小牧・広尾・清水で強震、帯広で震度 3
昭和 7 年 11 月 26 日 (1932 年)	日高支庁中部	E142°　28’ N42°　25’	7.0	13 時 24 分発生。各地に大きな被害。帯広震度 4、陶器店、雑貨店に被害
昭和 13 年 5 月 29 日 (1938 年)	釧路支庁北部	E144°　27’ N43°　33’	6.1	屈斜路湖地震。有感区域は十勝・釧路・根室。被害は局所的
昭和 27 年 3 月 4 日 (1952 年)	十勝沖	E144°　08’ N41°　45’	8.2	「十勝沖地震」 震源地は襟裳岬沖 70ｋｍ。十勝管内罹災戸数 9,507 戸、罹災者数 53,911 人、死者 5 人、重軽傷者数 363 人。全壊戸数 1,684 戸、半壊戸数 3,141 戸、小破 6,088 戸、浸水戸数 13 戸、焼失 4 戸、道路決壊 54 箇所、橋梁流失破損 104 箇所、堤防決壊 86 箇所、鉄道不通 2 箇所。

発生年月日	震央(震源深さ)	位　置	規模(M)	被　害　状　況
昭和 33 年 11 月 7 日 (1958 年)	択捉島 付近	E148°　30’ N44°　18’	8.1	7 時 58 分発生。釧路強震、帯広・根室･浦河・札幌中震。道東を中心に鉄道、通信被害。津波による港湾施設に被害。
昭和 37 年 4 月 23 日 (1962 年)	十勝沖	E143°　55’ N42°　14’	7.0	帯広・広尾震度 5。重傷 2 人、建物被害 55 戸。
昭和 43 年 5 月 16 日 (1968 年)	三陸 はるか沖	E143°　35’ N40°　44’	7.9	「1968 年十勝沖地震」 9 時 49 分発生。震源地襟裳岬南 150km。北海道から東北にかけて地震。帯広震度 4。被害十勝管内 30,000 千円
昭和 44 年 8 月 12 日 (1969 年)	北海道 東方沖	E147°　37’ N42°　42’	7.8	「根室沖地震」 釧路管内被害、国鉄施設で鉄橋に亀裂、全壊など 18 箇所
昭和 45 年 1 月 21 日 (1970 年)	日 高 山 脈 南部	E143°　08’ N42°　23’	6.7	北海道・東北に地震。帯広・広尾･本別震度 5 の強震。震源地日高山脈楽古岳の北側。広尾･大樹で大きな被害。十勝・日高支庁で負傷者 34 人
昭和 57 年 3 月 21 日 (1982 年)	浦河沖	E142°　36’ N 42°　04’	7.1	11 時 32 分北海道全域で強い地震。浦河で震度 6 の烈震、帯広震度 4 の中震。陶器店で被害大
昭和 62 年 1 月 14 日 (1987 年)	日高山脈 北部	E142°　56’ N 42°　32’	7.0	20 時 04 分発生。北海道全域に強い地震。釧路で震度 5、帯広･根室･広尾で震度 4 の中震、ビルの窓ガラス、陶器店で被害
平成 5 年 1 月 15 日 (1993 年)	釧路沖 (103.2 km)	E144°　22’ N 42°　53’	7.8	「釧路沖地震」 20 時 06 分発生。北海道から東北地方にかけて有感。釧路震度 6、帯広、広尾、浦河震度 5。地震全体での被害は、死者 1 人、重軽傷者 932 名、住家全半壊 84 棟。 帯広では、火災 2 箇所、重傷 6 人、軽傷 280 人、住家壁の亀裂多数（被害金額 1,430,983 千円）（災害対策本部設置）

発生年月日	震央（震源深さ）	位　置	規模(M)	被　害　状　況
平成５年７月 12 日 (1993 年)	北海道 南西沖 (50 km)	E139°　11’ N42°　47’	7.8	「北海道南西沖地震」 22 時 17 分発生。北海道から東北地方にかけて有感。江差震度 5、室蘭･苫小牧･倶知安、青森震度 4、帯広･札幌震度 3。道南から東北･北陸･中国・山陰の日本海沿岸に津波観測。奥尻･瀬棚、大成で高さ 30m 近くに上る大津波発生。奥尻町青苗地区全滅。死者 201 人、行方不明 29 人、重傷 81 人、軽傷 240 人、全壊 545 棟、半壊 400 棟、一部損壊 4,854 棟。(被害金額 124,309,894 千円)
平成６年 10 月４日 (1994 年)	北海道 東方沖 (30 km)	E147°　40’ N43°　22’	8.1	「北海道東方沖地震」 22 時 22 分発生。東日本のほぼ全域で有感。太平洋及びオホーツク沿岸で津波を観測。釧路・厚岸震度 6、広尾・浦河震度 5、帯広・網走･苫小牧･音別震度４　重傷者 12 人、軽傷者 331 人、家屋被害 2,099 棟、道路被害 1,318 箇所
平成６年 12 月 28 日 (1994 年)	三陸 はるか沖 (ごく浅い)	E143°　45’ N40°　26’	7.5	「三陸はるか沖地震」 東日本のほぼ全域で有感。太平洋、及びオホーツク海沿岸で津波を観測。（根室花咲港 173ｃｍ)八戸　震度 6、むつ・青森・盛岡　震度 5、帯広・浦河・函館・苫小牧　震度 4、死者 3 人、負傷者 784 人、家屋被害 6,229 棟、道路被害 104 箇所
平成 11 年５月 13 日 (1999 年)	釧路支庁 中南部 (100 km)	E143°　54’ N43°　00’	6.1	2 時 59 分発生。北海道、東北、関東など広い範囲で有感。釧路・帯広・足寄・清水・本別・広尾・弟子屈、音別　震度 4

発生年月日	震央（震源深さ）	位　置	規模(M)	被　害　状　況
平成 15 年 9 月 26 日 (2003 年)	襟裳岬 南東 (約 42 ㎞)	E144°　04’ N41°　46’	8.0	「十勝沖地震」 4 時 50 分発生。北海道から関東甲信越地方の広い範囲で震度 1 以上を観測 幕別町・豊頃町・忠類村・釧路町・厚岸町・新冠町・静内町・浦河町　震度 6 弱。足寄町・帯広市・本別町・更別町・広尾町・弟子屈町・釧路市・本別町・厚真町・別海町　震度５強。死者・行方不明者 2 名、負傷者 847 名、全壊 116 棟、半壊 368 棟
平成 16 年 11 月 29 日 (2004 年)	釧路沖 (48km)	E145°　16′ N42°　56′	7.1	3 時 32 分発生。北海道全域で強い地震。 弟子屈町、釧路町、別海町で震度 5 強、 釧路市など震度 5 弱、帯広市は震度４。 負傷者 52 名、住宅一部破損 4 棟など。
平成 16 年 12 月 6 日 (2004 年)	釧路沖 (46km)	E145°　20′ N42°　50′	6.9	23 時 15 分発生。北海道全域で強い地震。 厚岸町で震度 5 強、更別村など震度 5 弱、 釧路市など震度４、帯広市は震度３。 負傷者 12 名、校舎一部損壊など。
平成 17 年 1 月 18 日 (2005 年)	釧路沖 (50km)	E145°　00′ N42°　52′	6.4	23 時 09 分発生。道東の広い範囲で強い地震。 厚岸町震度 5 強、 別海町震度 5 弱、 釧路市、広尾町など震度４、帯広市震度３。 負傷者 1 名、校舎一部損壊など。

発生年月日	震央（震源深さ）	位　置	規模(M)	被　害　状　況
平成 17 年 8 月 16 日 (2005 年)	宮城県沖 (42km)	E142°　16′ N38°　08′	7.2	11 時 46 分発生。北海道から関東にかけ強い地震。 宮城県で最大震度６弱。室蘭市、帯広市 など震度３。負傷者 100 名、住家全壊 1 棟、 住家一部破損 984 棟。
平成 20 年 7 月 24 日 (2008 年)	岩手県沿岸北部 (108km)	E141°　38′ N39°　43′	6.8	00 時 26 分発生。北海道･東北で強い地震。 八戸市など震度６弱。函館市、浦幌町など 震度４、帯広震度３。死者 1 名、負傷者 211 名、 住家全壊 1 棟、住家一部破損 379 棟。
平成 20 年 9 月 11 日 (2008 年)	十勝沖 (31km)	E144°　09′ N41°　46′	7.1	09 時 20 分発生。北海道･東北で強い地震。 浦幌町、大樹町など震度５弱。 帯広震度４。
平成 23 年 3 月 9 日 (2011 年)	三陸沖 (8km)	E143°　17′ N38°　19′	7.3	11 時 45 分発生。東北で強い地震。 宮城県で最大震度 5 弱。帯広市は震度 3。 負傷者 2 名。住宅一部破損 1 棟など。
平成 23 年 3 月 11 日 (2011 年)	三陸沖 (24km)	E142°　51′ N38°　06′	9	「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」 14 時 46 分発生。東北地方を中心に激しい地震と津波。日本全国で有感。宮城県栗原市で震度７。 仙台、宇都宮震度６強、福島、水戸震度６弱。 函館、千歳、岩見沢、帯広、釧路など震度４。 死者、行方不明計 20000 名以上、負傷者 6000 名以上、 住家全壊 120000 棟以上。 津波は 9.3m 以上の大津波が北海道～四国の太平洋沿岸に押寄せ甚大な被害。

発生年月日	震央（震源深さ）	位　置	規模(M)	被　害　状　況
平成 23 年 4 月 11 日 (2011 年)	宮城県沖 (66km)	E141°　55′ N38°　12′	7.2	23 時 32 分発生。北海道から東北で強い地震。 仙台市、栗原市で震度６強、秋田震度５強。 浦幌震度４、帯広など震度３。 死者 4 名、負傷者 296 名。
平成 23 年 11 月 24 日 (2011 年)	浦河沖 (43km)	E142°　53′ N41°　45′	6.2	19 時 25 分発生。北海道から東北で強い地震。 浦河町で震度５弱、帯広震度３。
平成 24 年 12 月 7 日 (2012 年)	三陸沖 (46km)	E144°　19′ N37°　49′	7.4	17 時 18 分発生。北海道から東北で強い地震。 東北・関東の太平洋側で震度５弱、帯広震度３。 死者 1 名、負傷者 15 名。
平成 25 年 2 月 2 日 (2013 年)	十勝地方中部 (102km)	E143°　13′ N42°　42′	6.5	「十勝地方南部地震」 23 時 17 分発生。北海道を中心に強い地震。 十勝中部、釧路中南部、根室南部で震度５強、帯広震度５弱。 負傷者 1 名。
平成 30 年 9 月 6 日 (2018 年)	胆振地方中東部 (37km)	E142.0° N42.7°	6.7	「平成 30 年北海道胆振東部地震」 3 時 7 分発生。震度は厚真町で 7、安平町、むかわ町で 6 強、札幌市東区等で 6 弱。死者 42 人、重軽傷 762 人など各方面で甚大な被害。 火力発電所等も被災し、北海道全域 295 万戸で最大 3 日間にわたり停電。 帯広市では震度 4、重傷者 1 名など。 一時休憩所 12 箇所を設置し旅行者等を受け入れたほか、自衛隊による炊き出しを行った。 （災害対策本部設置） ※平成 31 年 1 月 28 日 15 時時点

第７節　被害想定

１　現況

帯広市において地震発生により被害が現況で想定されるものとしては、地表の地殻が日本列島下の沈み込みに伴って発生する地震群であり、大部分は海溝周辺で発生するプレート型地震が考えられる。

過去の代表的な地震発生の事例として、1952 年（昭和 27 年）の十勝沖地震（M8.2）、1993 年（平成５年）の釧路沖地震（M7.8）及び 2003 年（平成 15 年）の十勝沖地震（M8.0）が大きな被害を及ぼしている。このことからも帯広市では、従来から被害想定の対象となる大規模地震の発生形態はプレート型地震を中心として考えてきた。

しかし、1995 年（平成７年）１月に発生した阪神・淡路大震災は、浅い活断層が地殻のひずみに耐えられなくなって動いたことが原因とされる直下型地震であり、甚大な被害を及ぼした。

十勝においても十勝平野断層帯があり、これは主部と光地園断層からなり、主部は、足寄町から幕別町忠類に至る、長さ８４ｋｍの断層帯で、断層の東側が相対的に隆起する逆断層であるといわれている。

２　帯広市の被害想定

北海道では、「想定地震見直しに係る検討報告書（平成 23 年３月）」で設定した 31 地震 193 断層モデルで概略計算を行い、その結果を基に、詳細な被害想定を行う地震として 24 地震 54 断層モデルを選定している。平成 24 年度からは、これらのモデルを対象とした地震動の被害想定調査を行っており、道内全市町村ごとに各モデルの被害想定を公表している。

北海道の被害想定のための対象地震（24 地震 54 断層モデル）

対象地震		対象地震	
地震名	断層モデル	地震名	断層モデル
標津断層帯	30_1、45_5	十勝平野断層帯主部	45_2、45_5、30_3
富良野断層帯西部	45_3、30_2、30_5	増毛山地東縁断層帯	30_2、45_1、45_2、45_3、45_4、45_5
沼田－砂川付近の断層帯	45_1、45_2、45_3、45_4、30_3、30_4	当別断層帯	30_2、30_5
石狩低地東縁断層帯主部（北）(深さ 7km)	45_1、30_1、30_5	石狩低地東縁断層帯主部（北）(深さ 3km)	45_2、45_3、45_5、30_2
石狩低地東縁断層帯主部（南）(深さ 3km)	45_2、45_5	石狩低地東縁断層帯南部(深さ 7km)	30_5
石狩低地東縁断層帯南部(深さ 3km)	30_2、30_3、30_5	黒松内低地断層帯	45_3、45_4、30_5
函館平野西縁断層帯	45_2、45_3	サロベツ断層帯(断層延長)	30_2、30_3、30_5
西札幌背斜に関連する断層	－	月寒背斜に関連する断層	－
野幌丘陵断層帯の地震	45_1	根室沖・釧路沖の地震	－
十勝沖の地震	－	三陸沖北部の地震	－
北海道北西沖の地震	No.2、No.5	北海道南西沖の地震	No.2
北海道留萌沖(走向 N193° E)の地震	No.1	北海道留萌沖(走向 N225° E)の地震	No.2

北海道の被害想定の対象地震

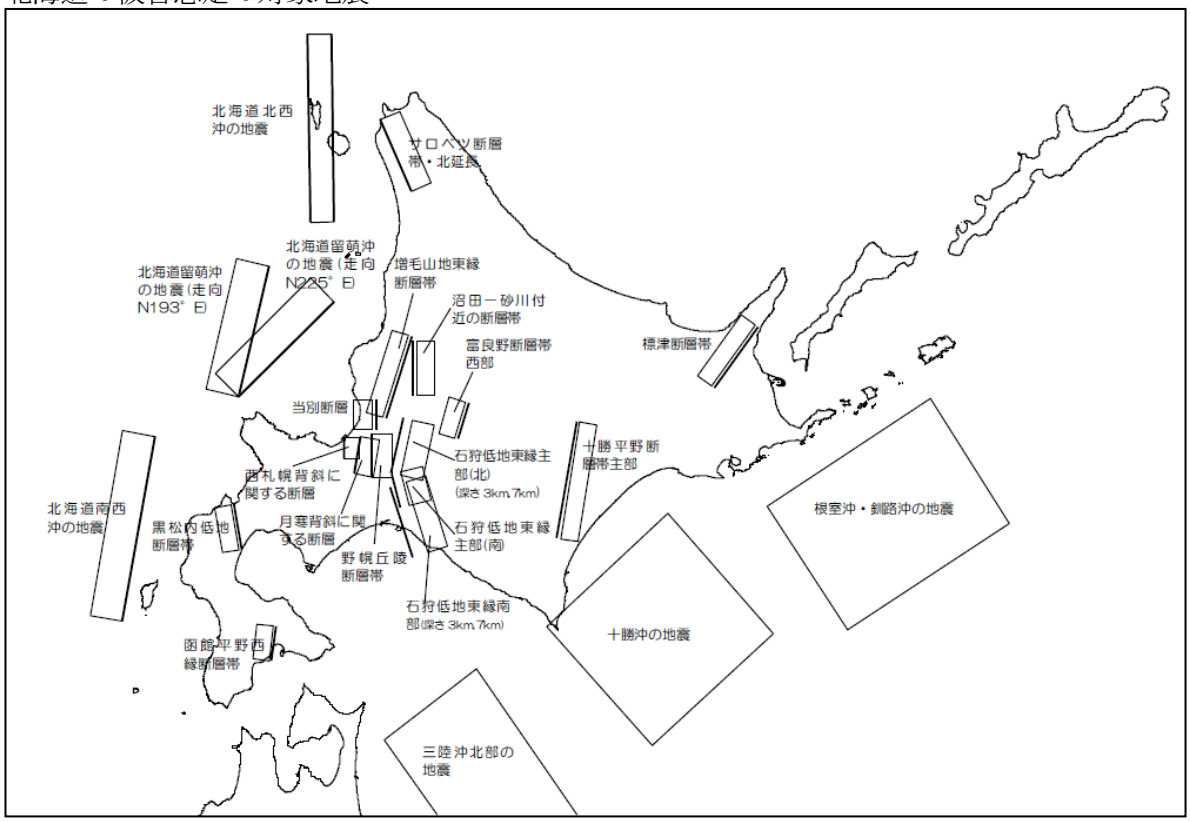

平成 29 年度には、これまで公表してきた太平洋沿岸（十勝、釧路、根室、渡島、胆振、日高）、日本海沿岸（檜山、後志、石狩、留萌）及びオホーツク海沿岸（宗谷、オホーツク）に加え、内陸部（空知、上川）の地震被害想定調査の結果をとりまとめるとともに、これまで公表してきた地域においても、振興局単位を越える計算結果の整理を行うなど、数値の精査を行った上で、全道版の結果としてとりまとめて公表している。

帯広市は、北海道が公表した被害想定のうち、被害が最も大きい「十勝平野断層帯主部（モデル 45_2)」を震源とする地震が「冬の夕方（夕方 18 時)」に発生したパターンを被害想定とする。なお、北海道の被害想定結果の詳細は次のとおりである。

十勝平野断層帯主部（モデル 45_2）の地震

被害想定項目		小項目	（冬の早朝）	（夏の昼間）	（冬の夕方）
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	6.5	6.5	6.5
(2)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	536棟	210棟	536棟
		揺れによる半壊棟数	2,616棟	996棟	2,616棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	5棟	5棟	5棟
		液状化による半壊棟数	8棟	8棟	8棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	計	全壊棟数	541棟	215棟	541棟
		半壊棟数	2,626棟	1,005棟	2,626棟
(3)火災被害		全出火件数	4件	1件未満	34件
		炎上出火件数	2件	1件未満	16件
		焼失棟数	12棟	1棟	117棟
(4)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	9人	1人	6人
		揺れによる重傷者数	55人	15人	38人
		揺れによる軽傷者数	497人	139人	349人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	3人
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	2人
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	4人
	計	死者数	10人	1人	9人
		重傷者数	55人	15人	40人
		軽傷者数	498人	139人	353人
	避難者数	避難所生活者数	19,361人	17,678人	19,520人
		避難所外避難者数	10,425人	9,519人	10,511人
		避難者数計	29,786人	27,197人	30,031人

気象庁の震度階級と計測震度の関係

震度階級	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
計測震度	3.5～4.4	4.5～4.9	5.0～5.4	5.5～5.9	6.0～6.4	6.5～

※「計測震度」とは、地震動の強さを表す指標